

公 告

鳴門病院労働組合から二〇二四年春闘の要求に関して令和六年三月十四日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和六年三月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

鳴門市撫養町黒崎小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場